令和3年度 第5回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和3年度5回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和3年8月27日(金) 10時57分開会

1 1 時 2 6 分閉会

議事録署名委員

開催場所 議会棟 大会議室

1 出欠状況 (出席委員12名 欠席委員8名)

1番 平 沖 道 徳 欠 席 2番 澤 夫 出席 宮 徳 3番 Ξ 溝 健 雄 出席 4番 登 坂 英 樹 欠 席 5番 平 博 畄 出席

6番 今 鉄 雅 欠 席7番 片 桐 好 英 出 席 議事録署名委員

7番 英 片 桐 好 出席 8番 樋 司 出席 9番 Ш 端 智 之 出席 10番 田 村 正 司 欠 席 11番 博 出席 遠 藤 義 樹 12番 出席 鈴 木弘 13番 欠 席 清 水 利 一

14番 平 出 日出男 欠 席 15番 黒 澤 譲治 出席 16番 勝久 欠 席 \blacksquare 藤 17番 由美子 出席 中 村

18番 山 形 繁 雄 欠 席 19番 高 橋 正 出 席

20番 長島信行 出席

2 事務局職員出席状況

事務局長 森 周一 管理課長 康仁 田中 企画振興係長 小 幸 野 美 上 \blacksquare 創 農地係長 松 Ш 農地係主事 裕

3 議事日程

日程第1 開会宣言

日程第2 会長挨拶

日程第3 議事録署名委員の指名

日程第4 諸般の報告

日程第5 報告の部

報告第1号 専決処分の報告について(農地法第3条の3届出)

報告第2号 専決処分の報告について

(農地法第18条第6項合意解約の通知)

報告第3号 専決処分の報告について(現況証明願)

日程第6 協議の部

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和3年度第4号農地利用集積計画の決定について

議案第4号 現況証明願について

日程第7 その他

議事次第

<日程第1 開会宣言>

事務局長

定刻より前ですが、皆様お揃いでございますので、ただいまから、令和3年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8月27日から国が緊急事態措置区域に北海道を追加したことにより、本日から感染対策を施すよう、自粛要請がございましたので、急遽でございましたが、人数を半分に減らしての開催となりましたので、ご了承願います。

ただいま出席の人数は、20 名中 12 名が出席しておりますので、 会議は成立しております。

また、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、議案説明におきましては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

<日程第2 会長挨拶>

会 長

皆様、ご苦労様です。只今、局長のほうからお話しがありましたが、また緊急事態宣言ということで、皆様にはご迷惑をおかけすると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは只今から会議を始めます。

<日程第3 議事録署名委員の指定>

議

長 日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、 5番、平岡博委員、7番、片桐委員を指名いたします。

<日程第4 諸般の報告>

議 長 日程 4、諸般の報告を行います。 事務局より説明願います。

事 務 局 令和3年度第4回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料の通りであります。 事務局からは、以上です。

<日程第5 報告の部>

【報告第1号 専決処分の報告について(農地法第3条の3届出)】

議 長 次に日程第 5、報告の部に入ります。(10:59) 初めに報告第 1 号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について、ご説明申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第3条の3の規定による届出は3件で、土地の所在等は、議案書1ペ-ジから2ペ-ジのとおりです。なお、被相続人は さんです。

議 長 報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第2号 専決処分の報告について(農地法第18第6項合意解約の通知)】

議 長 次に、報告第2号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第2号について、ご説明申し上げます。議案書3ページをお 開きください

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 1 件で、土地の所在等は、議案書 3 ペ -ジのとおりです。

整理番号 8 につきましては、後ほど、議案第 1 号農地法第 3 条、議案第 2 号農地法第 5 条、議案第 4 号現況証明願にてお諮りする予定であります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。 事務局からは以上であります。

議 長 報告事項について、質問をお受けいたします。

(質問無し)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第3号 専決処分の報告について(現況証明願)】

議 長 次に、報告第3号を議題といたします。 事務局より説明願います。

事 務 局 報告第3号についてご説明申し上げます。議案書4ページをお開きください。

現況証明の願出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の1 ペ-ジから2 ペ-ジに、報告第3号資料として、 地番図・航空写真・現地写真を添付しております。 整理番号 8、土地の所在等は議案書 4 ページのとおりです。

当該地の土地の区分は、市街化区域であるため、事務局職員に おいて本年7月30日に現地確認を行っております。

当該地は、 通沿いの住宅地に位置し、市街化区域内であります。昭和48年に、願出人の義父・義母が、当時の所有者からの要望により購入した土地であり、農地利用はされていなかったと伺っております。今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。

調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住宅地のため農地として活用することが困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第3号について、ご説明申し上げました。 事務局からは、以上であります。

議 長 報告事項について、質問をお受けします。

(質問なし)

議 長 質問がなければ、これをもって報告第3号を報告済みといたします。

<日程第6 協議の部>

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議 長 次に日程 6、協議の部に入ります。(11:03) はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に ついてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について、ご説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が2件、賃貸借 権設定が1件です。

当日配布資料の3ページから5ページに、議案第1号資料として、

地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。 初めに、整理番号8は、幌加の さんが、財務省の土地 の払い下げを受ける所有権移転案件です。

次に、整理番号 9 は、祝梅の さんが、故 さん から相続を受けた さんの農地を借り受ける賃貸借案件です。

最後に、整理番号 10 は、駒里の さんが、既に、 さん外 2 名から借りている農地を買い受ける、所有権移転案件です。

土地の所在等につきましては、議案書 5 ページから 6 ページのとおりです。

整理番号 8 から 10 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしてお ります。

以上、整理番号 8 から 10 について、ご説明申し上げましたが、 よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。 事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

宮 澤 委 員 整理番号 8 番は財務省からの購入となっておりますが、国の機関から、 さんを指名してのことでしょうか。競売なのでしょうか、 さんへの売買調整の方法等、経由を詳しく教えてください。

事 務 局 今の時点でこの周囲を さんが使っている状況です。 なので、この土地も さんが使いたいということで財務 省の方に連絡をしまして、今使っているのは自分なので払い下げ を受けたいという願い出を北海道財務局へ提出します。そうすると3条の申請書の作成することになります。

払い下げを希望する方が、北海道財務局に対して連絡をすることになります。

宮 澤 委 員 分かりました。ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号についてご説明申し上げます。議案書は本日、差替 えを配布しております、議案書7ページになります。下に赤い線の 入っている差替えのページになります。

農地法第5条の規定による許可申請について審議意見を求めます。

なお、整理番号3を可として議決した場合には、北海道農業会議からの意見回答後、許可書を交付することとします。

当日配布資料の6 ペ-ジから9 ペ-ジに、議案第2号資料として 地番図等を添付しております。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は2件です。

はじめに、整理番号 2、転用を行う土地の所在等は議案書 7 ページのとおりです。

当日配布資料の6 ページから7 ページに、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

先ほど議案第1号整理番号9で賃貸借を行った農地の隣に、借 主が既存経営地から農業用施設を移転する案件となります。

当該地は、農用地区域内農地に区分されるため、現在、農業用施設用地への用途変更を申請中であります。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

なお、本件につきましては30a未満の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

最後に、整理番号 3、転用を行う土地の所在等は議案書 7 ページ

のとおりです。

当日配布資料の8 % -ジから9 % -ジに、地番図等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。なお、8 % -ジ下にあります建物配置図・求積図において、今回の転用対象地は緑色の部分とピンク色の部分になります。

平成28年に建設された農業用施設等の転用追認案件となります。

当該地は平成27年から農地法第3条により農地として さんが賃貸借しておりましたが、平成28年6月に、通路・駐車場・ 休憩所等の農業用施設を許可なく建築してしまったとのことであ ります。

必要な手続きを経ていれば許可できた案件であるため、転用追 認案件としてお諮りするものであります。

氏からは、今後農業用施設を建築する際は、事前に農業委員会と協議・相談を行い、農地法及び関連法令を遵守する旨の確約書の提出を受けております。

当該地の農地区分については、一部分が既に、農用地区域内農業用施設用地とされておりますが、残る部分につきましては、農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地部分につきましては、現在、農業用施設用地への用途変更を申請中であります。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

なお、本件につきましては 30a を超える農業用施設への転用であり、また、転用の追認申請であるため、北海道農業会議への意見聴取が必要となります。

以上、議案第2号についてご説明申し上げましたが、よろしく ご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

宮 澤 委 員 確認ですが、当日配布資料の整理番号3の建物配置図ですが、緑の部分と黄土色の部分が今回の許可申請部分であり、建物自体は手続きを行えば許可が下りるものであったが、知らずに建築してしまったため、今回の申請を許可とし、今後は確約書をもって建物を建てるときは適格な許可申請を行うという運びになっているということでよろしいですか。

事務局はい。

宮澤委員 分かりました。

議 長 他にございませんか。

(質疑なし)

議長に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第3号 令和3年度第4号農用地利用集積計画の決定について】

議 長 次に、議案第3号、令和3年度第4回農用地利用集積計画の決 定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案書8パージをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用 地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を 求めます。

当日配布資料の10 ページに議案第3号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。

今月の案件は、所有権移転が3件になります。

土地の所在等は議案書8パージから9パージのとおりです

整理番号所6から所8までは、報告第1号、整理番号5から7で届出のあった農地を売買する、所有権移転案件となります。

これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上、整理番号所6から所8までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第4号 現況証明願について】

議 長 次に、議案第4号、現況証明願についてを議題といたします。 事務局より、まず整理番号9について説明願います。

事務局 議案第4号についてご説明申し上げます。議案書10 ページをお 開きください。

> 現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理 要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。

今月の現況証明願は2件であります。

当日配布資料の11 ペ-ジから14 ペ-ジに議案第4号資料として、 地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

整理番号 9、現況証明願の所在地等は、議案書 10 ページのとおりです。

当該地は、先月の第4回総会で議決した根志越 に続く 土地であり、前回の願出により一括して申請すべきところを、農 地台帳上の現況が非農地で、証明が不要であると願出人側が誤解 していたため、再度願出があったものです。

改めてご説明しますと、当該地は、北側に さん、南側 に さんの所有農地とそれぞれ面しており、また、東側奥 に さんの農地があって、それぞれの耕作者が各々農地に 行くための通路として利用しています。

このため、この通路の所有権を上記3名で持分1/3ずつ共有していますが、このたび、南側の農地を所有している さんがこの農地を別な農業者に売却することとなりました。

このため、農地利用が困難な土地であることから、現況証明による非農地化を行って一般売買をするにあたり、願出があったものです。

調査の結果、願出地は、農道として利用されており、今後も農 地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお 諮りいたします。

以上、整理番号 9 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

樋 口 委 員 本件については、前回、第4回総会、議案第4号、整理番号7 に係る現況証明願において、7月12日に、私のほか、平沖会長職 務代理者、三溝委員及び事務局により、現地調査を行った際に、 今回の願出地についても踏査しております。

> 事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、 農地に行くための通路として利用されており、農地利用はありま せんでした。

> 本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。 私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定い たしました。 議長、次に、事務局より整理番号10について説明願います。

事 務 局 次に、整理番号 10、現況証明願の所在地等は、議案書 10 ページのとおりです。

当該地のうち、駒里 び については、現在の所有者である さん外 2 名の父親である さんが、平成 17 年に転用の手続きを経ずに堆肥舎の建築を依頼し、 会社 が利用していましたが、現在は、隣接地を賃貸借している さんが経営する 会社 が 製造施設として利用しています。

また、 についても、現在の所有者の父親が、転用の手続きを経ずに、平成 16 年に D 型ハウスを建てましたが、現在は、

会社 の倉庫として利用され、敷地内には事務所も建てられております。

上記のとおり、当該地は、現在の所有者が利用したことはなく、 所有者は さんへの売却を希望しており、また、農地利用も不 可能であることから、現況証明による非農地化を行って一般売買 をするにあたり、願出があったものです。

調査の結果、願出地は堆肥舎を改造した製造施設や、

会社 の資材を入れる D 型倉庫及び事務所などとして利用されており、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外であるとしてお諮りするものであります。

以上、整理番号 10 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

中 村 委 員 8月18日に、私のほか、藤田委員、高橋委員及び事務局により、 整理番号10について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、 が を製造する施設や、倉庫などとして利用されており、農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。 私からは以上です。 議 長 これより質疑を行います。 (質疑なし) 長 他に発言がなければこれで質疑を終わります。 議 お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手を お願いします。 (挙手多数) 議 長 挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いた しました。 議 長 これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、 各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。 (発言なし) 長 それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。 議 務 事務局より次の事項について、報告があった。 事 局 農地パトロールについて 頭 その他資料1 8月15日現在の農作物の生育状況について 令和3年版農業委員会業務概要について 頭 図書案内 大地編集委員会の開催について

<閉会宣言>

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。(11:26 閉会)